

一時所得がある方の記載例

事業所得のほか一時所得がある場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。(5ページ参照)

手順2
6・10ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を
切り捨てた金額(黒
字の金額が100円
未満の場合は「0」)
を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又
は「-」をつけてそ
のままの金額を記
入します。

手順5
23ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

○○ 税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定申告書 B F A 0 1 2 3

住所 XXX-XXXX 個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX
フリガナ コクセイ タロウ
氏名 国税 太郎
生年月日 3/49/11 16 職業 会社員
所得主の氏名 国税 太郎
所得主の続柄 本人
〒 300-0000 同 上 電話番号 XX-XXXX-XXXX

収入金額等	種類	金額	税	計	算
事業等	⑦	36542800	課税される所得金額 (①-②)又は第三表 上の③に対する税額 又は第三表の④	26	3497000
農業	⑧		配当控除	28	271900
不動産	⑨		雑所得	38	271900
利子	⑩		災害減免額	39	271900
配当	⑪		復興特別所得税額 (④×2.1%)	41	5709
給付	⑫		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (⑤×⑥)	42	277609
雑	⑬		外国税額控除	43	
公的年金等	⑭		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (⑦-⑧)	45	277600
その他	⑮		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (⑨-⑩)	46	106400
短期	⑯		配偶者の合計所得金額	49	1200000
長期	⑰		専従者給与(控除)額の合計額	50	650000
一時	⑱	1200000	青色申告特別控除額	51	
事業等	①	4899127	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (⑪-⑫)	52	
農業	②		平均課税対象金額	53	
不動産	③		延納届出額	58	00
利子	④		申告期間までに納付する金額	57	00
配当	⑤		延納届出額	58	00
給付	⑥		延納届出額	58	00
雑	⑦		延納届出額	58	00
総合課税・一時 ①+((②+③)×④)	⑧	600000	延納届出額	58	00
合計	⑨	5499127	延納届出額	58	00
雑損控除	⑩		延納届出額	58	00
医療費控除	⑪		延納届出額	58	00
社会保険料控除	⑫	929720	延納届出額	58	00
小規模企業共済等掛金控除	⑬		延納届出額	58	00
生命保険料控除	⑭	50000	延納届出額	58	00
地震保険料控除	⑮	12000	延納届出額	58	00
寄附金控除	⑯		延納届出額	58	00
寡婦、寡夫控除	⑰	0000	延納届出額	58	00
勤労学生、障害者控除	⑱	0000	延納届出額	58	00
配偶者特別控除	⑲	0000	延納届出額	58	00
扶養控除	⑳	630000	延納届出額	58	00
基礎控除	㉑	380000	延納届出額	58	00
合計	㉒	2001720	延納届出額	58	00

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0123456789

記入例② 1234567890

記入例③

80000
70000

【第二表】

(一時所得の内訳)
 種目 生命保険の一時金
 収入金額 4,500,000 円
 収入を得るために支出
 した金額 (掛金の総額) 2,800,000 円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

手順1
5ページ
参照

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X-X-X
 所 号
 屋 号
 フ 氏 名
 〇〇商店
 コクセイ タロウ
 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	〇〇生命	4,500,000	2,800,000	1,700,000

手順2
10ページ
参照

○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	〇〇生命	4,500,000	2,800,000	1,700,000

手順2
6ページ
参照

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与 (控除) 額
国税 長子	XXXXXXXXXXXXXX	妻	明・大 昭・平 49.7.20	12月	1,200,000

手順6
24ページ
参照

○ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金控除額
国税 二郎	XXXXXXXXXXXXXX	子	平・大 昭・平 21.06.01		

FA0077

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の金額	控除の事由	控除の金額
(10) 雑損控除			
(11) 医療費控除			
(12) 社会保険料控除	929,720	社会保険の種類 国民健康保険 543,500 国民年金 386,220	控除の金額
(13) 小規模企業共済等掛金控除			
(14) 新生命保険料の計			268,000
(15) 旧生命保険料の計			
(16) 旧個人年金保険料の計			
(17) 地震保険料の計	12,000		
(18) 旧長期障害者保険料の計			
(19) 寄附金の控除			
(20) 配偶者控除			
(21) 扶養控除			
(22) 扶養控除額の合計			63

手順3
11ページ
参照

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー (個人番号) も記入する必要があります。

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

【参考】青色申告決算書（一般用）

※ この記載例の決算書は、パソコンを利用して「確定申告書作成コーナー」で作成したものです。

FA0203

平成29年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ氏名	コクセイ タロウ	氏名	国税 太郎	事務所所在地	
事業所所在地	□町X-X町X-X-X	電話番号	(自宅) XX-XXXX-XXXX (事業所) XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)		電話番号	
業種名	〇〇業	店号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会		

平成30年 2月16日

損益計算書 (自1月1日至12月31日)

提出用 (平成二十五年分以降用)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
提出用 (平成二十五年分以降用)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	3 6 5 4 2 8 0 0	消耗品費	1 5 1 2 3 3	貸倒引当金	9 8 3 6 3
	戻上原価		減価償却費	9 2 4 2 6 5	各 種 引 当 金	
	戻上原価		福利厚生費	1 0 9 1 0 0	計	9 8 3 6 3
	戻上原価		給料費	1 7 5 2 0 0 0	専従者給与	1 2 0 0 0 0 0
	戻上原価		外注工費		貸倒引当金	1 5 8 7 7 1
	戻上原価		利息割引料	3 7 5 9 3	計	1 3 5 8 7 7 1
	戻上原価		地代家賃	1 3 2 0 0 0	青色申告特別控除額 (①-②-③)	5 5 4 9 1 2 7
	戻上原価		貸倒金	8 2 7 0 0	青色申告特別控除額	6 5 0 0 0 0
	戻上原価				所得金額 (①-④)	4 8 9 9 1 2 7
	戻上原価				●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。 ●下の欄には、書かないでください。	
	差引金額 (①-⑤)	1 1 3 2 6 3 0 0				
	租税公課	1 3 9 5 0 0				
	荷造運賃	7 8 5 2 0				
	水道光熱費	1 9 4 8 9 2				
	旅費交通費	8 0 5 4 0				
	通信費	1 3 6 8 2 1				
	広告宣伝費	1 1 8 7 0 0				
	接待交際費	1 5 6 1 3 1				
	損害保険料	4 2 2 0 0				
	修繕費	8 2 8 0 0				
			雑費	2 9 7 7 7 0		
			計	4 5 1 6 7 6 5		
			差引金額 (⑦-⑧)	6 8 0 9 5 3 5		

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。